

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 75 号	第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町家島北岸地先	
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域	
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 34度41.79分、134度30.29分 イ 34度41.97分、134度30.17分 ウ 34度41.76分、134度29.64分 エ 34度41.56分、134度29.73分	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで		
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記

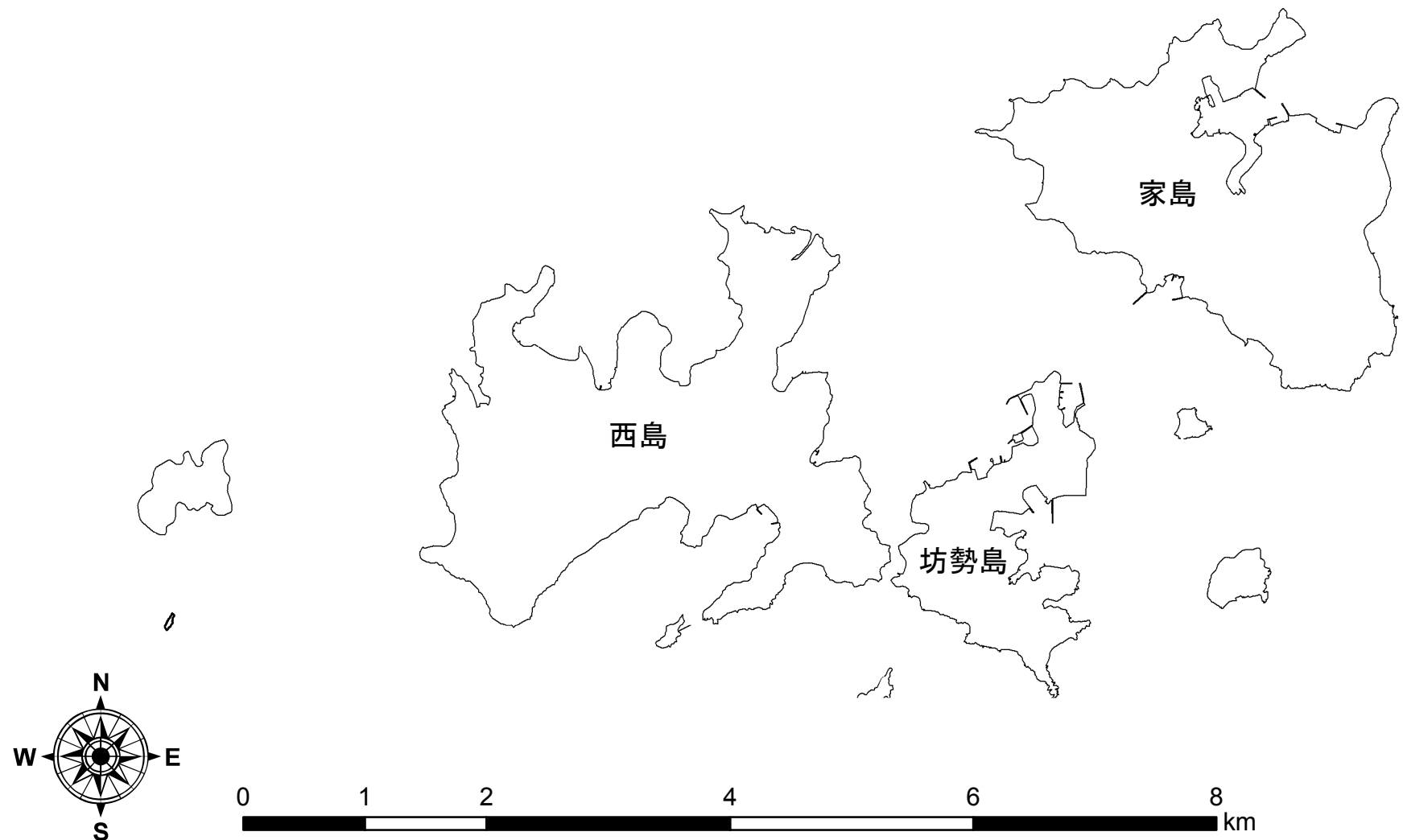
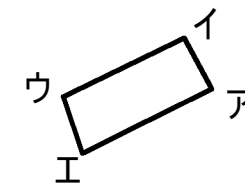
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第75号  
漁場の位置 姫路市家島町家島北岸地先  
漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

姫路市

点の位置  
ア 北緯34度41.79分、東経134度30.29分  
イ 北緯34度41.97分、東経134度30.17分  
ウ 北緯34度41.76分、東経134度29.64分  
エ 北緯34度41.56分、東経134度29.73分



平成25年9月1日 免許
共第75号漁場